

地方独立行政法人大阪市博物館機構
公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

令和2年4月1日

1. 機関内の責任体系の明確化
不正防止対策の実施に関して責任体系を明確化し、機関内外に公表する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
事務処理手続きのルールを明確化するとともに、公的研究費の運営・管理に関わる全ての者に不正防止対策の理解や意識を高めるコンプライアンス教育の実施により、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。
4. 研究費の適正な運営・管理活動
適正な予算執行を行うため、当事者以外からの実効性のあるチェックが効くシステムにより運営・管理する。
5. 情報発信・共有化の推進
不正防止への取り組みや関係諸規程等を外部に公表する。
6. モニタリングの在り方
不正の発生可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。